

今後の課題と展望

セーフティアセスメントツール利活用に向けた提案

本セーフティアセスメントツールを全国で標準的に利用していただき、そのデータを蓄積していくことで、より効果的に子どもの支援のあり方を変えていくことにつながる。以下では、①データのデジタル化とツールのアップデート、②データによる検証と判断の質向上、③データを用いた政策や人員配置予算の検討、これら3つの観点から、具体的な今後の展望を述べる。

① データのデジタル化とセーフティアセスメントツールのアップデート

セーフティアセスメントにおいては、基本情報だけでなく、子どもの安全にどのような問題があったのか、ベースライン^{※4}のデータとして保存することが重要である。これまでは、児童相談所や市区町村によっては、必要な項目をカスタマイズしたアセスメントツールを紙媒体で用い、公文書記録として保管してきた。しかし、全国的に一時保護が必要となった重篤度のラインを客観的に可視化し、共有することができれば、業務が適切であったかを検証することができる。また、検証を通して、より適切な形へとアセスメントツールをアップデートしていくことが望ましい。今後は、単なる公文書記録として保管するだけでなく、データとして利活用することが求められる。

そういったリスク情報を蓄積し、利活用していくためには、リスク情報そのもの（ある事例の基本情報やアセスメント項目該当状況など）がデジタル化されていることが大前提となる。リスク情報のデジタル化を検討いただくとともに、全国で共通したデータを集めるために、本セーフティアセスメントツールを標準的なツールとしてぜひご利用いただきたい。

② データによる検証と判断の質の向上

収集・蓄積されたデータは、それらを集計し、解析することではじめて現場に役立つ知見となる。例えば、どのような事例で保護が必要であったか、または必要でなかったかなどについても、データがデジタル化されていれば、大規模データを用いて統計的に検証が可能となる。各児童相談所や市区町村において、限られた情報から現場担当者と管理職が見落とすべきでない項目を振り返ることができ、また、業務全体を見直す際の参照資料とすることができる。

データによる検証を行う第一義は、子どもの安全のためである。データ検証で導き出された知見を活用することで、リスクの見落としを防ぎ、子どもを守る判断の質の向上につなげることができる。

そしてそれは、経験の浅い職員へのサポートだけでなく、経験が長い職員にも寄与する。なぜなら、経験が長い職員ほど「過去に自分が担当した事例と比べて、新しく担当する事例の重篤度は軽い(重い)」という経験バイアスが生じやすいからである。これは人間であれば誰しも持ちうるバイアスであり、ある意味必然的な結果でもある。そのため、蓄積された大量データを参照することで、そのような経験バイアスに気づき、適切なバランスを取ることができる。

データによって、より効果的に子どもの支援のあり方を変えていく、その第一歩がデータを用いた検証である。今後、情報通信技術（ICT）や人工知能（AI）が導入され、訪問先等の現場

^{※4} ベースラインとは：ベースラインとは、一時保護の要否判断や児童相談所への通告/送致を検討する際に、重篤かそうでないのかなど、予後と比較するための基準となる指標である。

でリアルタイムに過去データの解析結果を参照することができれば、それらは実務的な効果を最大限に発揮できると考えられる。ここで、データを用いた判断を適切に行うには、必ず練習期間や研修会などのトレーニングが必要となる。現場での確かな判断を行うためには、データ解析情報の参照の仕方を学び、データ解析結果を最大限利用できるようにすることが重要である。このような視点は、人工知能（AI）の効果的な活用とも深く結びついていくと考えられる。データ利活用の効果を最大限発揮するためには、どのように使えばよいのか、事前の知識とトレーニング、およびそのフィードバックを繰り返すことが重要である。そのため、「データの収集→データの解析→研修会による解析結果の解釈→業務をアップデート」といった繰り返しが、判断の質の向上のために求められる。

③ データを用いて政策や人員配置予算を検討する

データを用いた検証は、目の前の子どものためだけでなく、必要な人材配置や予算請求の政策決定にも重要な根拠を与えるものである（Evidence Based Policy Making）。福祉行政報告例の当該年度の通告件数のみでは、現場の業務量を適切に示すことはできない。理由は、虐待通告1件であっても、重篤で長期間対応が求められる事例もあれば、泣き声通告ですぐに終結できる事例もあるためである。セーフティアセスメントツールは、そのような1件が重篤かどうかを評価することで、進行管理中の事例における対応の優先順位付けや、所長や課長による業務量の実態に沿った体制管理にも役立つ。

即ち、管轄区域の子どもの安全を守るために、どのような政策が必要なのか、それを達成するための人員配置、適切な予算を算出する際にも、セーフティアセスメントのデータは非常に重要な価値を持つ。

セーフティアセスメントツールの限界と今後の見直し

本セーフティアセスメントツールの項目は、令和元年度調査研究や、これまでの手引きに掲載されていた一時保護のチェックシートや共通リスクアセスメントツールの知見をベースに、国内外の先行研究にもとづいて、抽出された項目である。その項目を、令和元年度調査の5,493件と本調査の1,447件、合わせて約7,000件のデータを元にさらに絞り込み、選定された。

なぜこの項目が選ばれたのか論理的に示すことはできると言えるが、根拠となるデータはあくまで7,000件弱であるため、重篤な項目の全てを網羅しているとは言えない。言い換えると、7,000件弱のデータの中で検証できた項目を使ってわかることまでが、本セーフティアセスメントツールの限界といえる。児童相談所の職員や市区町村の担当者が、本ツールの項目では測ることができない情報を根拠にして子どもの安全が疑わしいと考える場合には、ためらわずに一時保護や児相への通告/送致といった対応を行っていただきたい。

今後は、子どもの死亡事例検証や子どもを取り巻く環境の変化（COVID-19）、DV家庭における子どもへの影響やヤングケアラーによる子どもへのストレス影響といった新たな知見についても、セーフティアセスメントの見直しの際に検討が必要である。子どもの命を落とすような同じ経験を繰り返さないために、引き続きデータの蓄積・検証を行い、このアセスメントツールの限界をなるべく引き上げていきたい。そのためには、本セーフティアセスメントツールの“定期的”な見直しを前提とすることが、必要不可欠である。

◆今後の課題 1：ニーズアセスメントの可能性

本ツールは「セーフティアセスメントツール」のため、「虐待に結びつく事象があるかどうか」を焦点とした項目がほとんどだが、「その事象に対し、養育者がどのような態度であるか」といった観点も含めて項目を細かく設定すると、ニーズアセスメントの可能性につながる。

例えば、A-4「養育環境が不適切である」という項目があるが、“不適切な養育環境がある”だけでなく「養育者がそれを認めている」「反省している」場合、それを否認する場合と比べて、改善の見込みがあることも考えられる。このように、事象の有無だけでなく、それを「養育者が認めているかどうか」「それに対し養育者がどのようなことができるのか」なども区別して項目を設定すると、ストレングスや必要と判断される支援を発見できるニーズアセスメントにつながる。

本ツールを活用しデータを蓄積していただければ、このような項目設定について検証することができる。より細やかなツールへと改良し続けるために、今後も検証を重ねていきたい。

◆今後の課題 2：児童相談所と市区町村の連携にデータを利活用する

本ツールでデータを蓄積していくことで、児童相談所と市区町村の間での連携強化を促すことに繋がると考えられる。児相と市区町村の適切な連携のありかたや業務のバランスについては、問題意識が持たれている。両者間に不和が生じる例としては、以下のような状態が考えられる。

児童相談所から見た場合

- ① 重篤な事例を市区町村のみで担当し、児童相談所に通告/送致をされない
- ② 軽度な事例を市区町村から送致され、児童相談所の業務が圧迫される

市区町村から見た場合

- ③ 重篤な事例と考え、市区町村から児童相談所に通告/送致したが、保護されない
- ④ 市区町村は重篤事例と考えているが、児童相談所は軽度事例と捉え早期に終結。市区町村に逆送致され、同一事例に対する重篤認識が市区町村と児童相談所で揃いにくい

児童相談所と市区町村の両方で共通して本セーフティアセスメントツールを活用し、データを蓄積することで、両者の判断が適切であったか（重篤事例の見過ごしがないか）や、地域・事例の特徴による、通告・送致の傾向などを検証できる。連携には「顔が見える関係」は当然大事だが、それだけに留まらず「データで検証した連携の仕組み化・ルール化」を行うことが重要である。そのため、児童相談所だけでなく、市区町村にも本セーフティアセスメントツールをご利用いただき、データを蓄積いただきたい。

おわりに

定量的なデータを用いて構成されたセーフティアセスメントツールは、我が国の児童福祉領域において、データを利活用した業務を開始する重要な一歩となる。セーフティアセスメントの記録を蓄積すれば、初期の段階でどのような状況であったかを定量的に保存でき、今後のデータ利活用の中で、重要なベースラインを示すデータとなる。

子ども虐待対応においては、子どもの安全を守り、その先の子どもの幸福と最善の利益につなげていくことが期待される。そのためには、情報が集まらず不確実性が高い状況であっても、データを参照することで判断の質を向上させることが重要である。

今回の調査においても、児童相談所と市区町村の皆様にご協力いただき、本セーフティアセスメントツールの初期版が完成した。心より厚く御礼申し上げますとともに、本セーフティアセスメントツールが試行的に活用され、検証を重ねることで、よりよいツールへと更新し続けていくことを願っている。

巻末付録 1：一時保護（依頼）検討項目 各項目の説明

以下では、本セーフティアセスメントツール 裏面の「一時保護(依頼)検討項目」(A-1～A-19、B-1～B-12)について、各項目の示す状況を具体的に説明する。

A ランク（必須入力：一時保護または通告/送致の要否判断までに入力）

◆外傷に関する要因

「A-1 養育者の説明の回避、または説明内容に疑念がある」

「養育者が児童の創傷や瘢痕(古傷)について説明できない、または説明しようとししない。虐待行為が疑われる事柄に対して、養育者が説明する内容や証言に疑念が残る。養育者の言動に嘘が多い、または嘘が疑われること」が該当する。傷や痣に関して養育者が説明できない、疑念が残る場合、「はい」にチェックされたい。

◆家庭環境に関する要因

「A-2 支援や介入の困難、または支援のための資源が不足している」

「世帯や親族内に援助や介入の窓口になりそうなキーパーソンがいない。いざという時に関係機関が緊急支援できる状況がない。児童の状態や世帯の変化を、常日頃モニターできる関係機関や地域社会の資源がない。関係機関の支援や介入の効果が得られなかった経過が過去にある。当該事例に必要な支援資源がない、または利用できない。養育者および児童に必要な社会的・情緒的支援が不足状態にあること」が該当する。社会的に孤立していたり、常時モニタリングできる機関が無い場合、「はい」にチェックされたい。

「A-3 養育負担の偏りがある、または夜間監護がない」

「養育者が夜間勤務等で不在であり、夕方以降や夜間に児童を監護する大人がいない状況がある。育児の負担が、母親等一人の養育者に偏っている(パートナー等の同居者の協力が得られない)。養育者のうち少なくとも1人以上が、育児・養育を行う気が全くないこと」が該当する。養育者が夜間に歩いたり働いていた場合は「はい」にチェックされたい。日本の場合は、鍵っ子など、小学校高学年から高校生のきょうだい居れば問題なしとされていることが多いが、本来であればネグレクトに該当するため、そのような場合は「はい」にチェックされたい。

「A-4 養育環境が不適切である」

「養育者や生活環境の様子から、今後、監督不十分により事故が発生する可能性が高いと考えられる。非衛生的など、児童の身体的健康を害する不適切な居住環境がある。生活環境がゴミ屋敷状態、または、養育者に特定のため込み(ホーディング)がある。乳幼児が怪我をする可能性のある状態で、ものが置かれている(例、割れたガラスの放置・口に入れると危険なものが放置)。世帯に、放置された多数の動物が飼育されていること」が該当する。

「A-5 経済不安、または就労の不安定さがある」

「養育者(生計者)の失業や転職が繰り返されている。いずれかの養育者に(就労が望まれていても)働く意思がない。世帯に医療費の未払いがある。過去1ヶ月の間に、児童の生活する世帯

の収入元または収入額に大きな変化があった。世帯(同居人含む)に多額の借金がある。世帯に労働による所得者がいない、または不安定な収入により生活が安定しないこと」が該当する。

◆児童に関する要因

「A-6 情緒的な問題、対人距離、または愛着関係に課題がある」

「児童に、養育者への不自然な身体的・情緒的密着がある。児童に、笑わない、表情が乏しい、または視線が合いにくいなどの様子が見られる。児童が養育者に懐かない。児童に、周囲の大人に対する馴れ馴れしい態度がある。児童に情緒的課題、または愛着課題が見受けられる(例. 無表情、よく泣く、視線が合わない、怯え、不安、暗い、攻撃的、遊べない、感情コントロールができない、誰にでもベタベタ)。児童が激しい痙攣を起こしたり、噛みついたりするなど攻撃的である。児童が養育者以外の大人に過度なスキンシップを求めること」が該当する。これらは、あくまで観測しやすい例をリスト化している。本項目については、児童の愛着やその反応について疑いを持った場合には、「はい」にチェックされたい。

「A-7 養育者を過剰に支持する」

「児童が養育者を過剰に支持・サポートする様子があること」が該当する。各種虐待を受けているにもかかわらず、子どもが養育者をかばったり、「自分が悪いからだ」などと弁解したりする様子が観測できる場合、「はい」にチェックされたい。

「A-8 育てにくさがある児童である」

「養育者が児童の育てにくさを感じていること」が該当する。本項目については、養育者からの発言や行動などから推測される場合、「はい」にチェックされたい。

「A-9 養育者に対して挑発やエスカレートする行為がある」

「児童が養育者に対して、大声で喚く、反抗・抵抗する、ものを汚す、または壊すなど、養育者を困らせる行為や、エスカレートする行為がある。児童が養育者に対して挑発的な行動をとっていることが目につくこと」が該当する。養育者の注目を得るための子どもの行動が、挑発的・攻撃的であったり、度を超えていたり、エスカレートする場合に、「はい」にチェックされたい。

「A-10 摂食や排泄の異常、または喘息やアレルギーがある」

「児童に過食、拒食、異食がある。児童にアトピーや喘息がある。児童に夜尿、遺尿、遺糞があること」が該当する。これらの項目は単体で重篤とは言えないアトピーや喘息、夜尿なども入っているが、過食、拒食、異食、遺尿、遺糞なども含めて、統計的に重篤事例に併発している項目であるため、該当内容が観測された場合は、「はい」にチェックされたい。

◆養育者に関する要因

「A-11 過剰なしつけ、体罰での暴力、正座等の強制、または暴力のほのめかしがある」

「養育者が、児童に対して言葉で暴力行為をほのめかす(「叩くぞ」などの脅し)。児童に対して、しつけ・体罰という理由での身体的暴力がある。養育者のしつけに過剰性、厳格性が感じられる。養育者が、児童に対して、正座や立ち続けることなどの身体的な苦痛を伴う長時間

の姿勢の維持を強要していること」が該当する。体罰を肯定する場合や暴力により児童をコントロールすることが必要という価値観を持つ養育者の場合は、「はい」にチェックされたい。

「A-12 養育者の都合が養育より優先している、生活が自己中心的である、態度から事態改善が見込まれない」

「児童に必要な養育よりも大人の都合(夜遊びなど)が優先される。養育者に、自己中心的または思い込みの激しい態度が見受けられる。養育者の生活上の関心が、児童ではなく自分中心にある。養育者が、児童に対する態度を改善する意欲が乏しい。関係機関による支援・指導があっても、養育者の対応に変化がない、または見込まれない。養育上の課題がある現状に対して、養育者の改善意欲がないこと」が該当する。児童の安全について話ができないことや、児童よりも養育者の都合が優先されている場合などは「はい」にチェックされたい。

「A-13 育児スキルの不足や育児の不履行がある」

「養育者が児童に必要な食事を与えていない(例. 罰として食事を与えていない・食に対する偏った知識により必要な栄養を与えていない場合を含む)。養育者が、児童の食事・衣服・学習用品など、必要な生活環境を整えていない。保健師や市町村等の支援がなければ、養育者は継続的に適切な養育ができない。主たる養育者が、授乳や入浴などの基本的な育児ケアができない。養育者に、育児に関する知識や技術の不足がうかがわれる。児童の食事・衣服・住居・医療的ケアなどが不適切なこと」が該当する。

「A-14 怒りや突発的事態への対処が困難」

「養育者が自身の怒りをコントロールできない・キレやすい。養育者は、イライラすると児童に手が出てしまう。養育者が突発的な出来事に適切な対処ができない(パニックを起こす場合を含む)こと」が該当する。養育者が自身の怒りをコントロールできないことは、観測が難しい家庭内の出来事であるが、児童からの聴取や面接内で支援者にも怒り出す場合や、執拗に攻撃性や暴力性が表出する場合は、日常生活においても、突発的な出来事自体への対処が難しい可能性がある。そのような場合も含めて疑いが持たれる場合、「はい」にチェックされたい。

「A-15 支援の拒絶、回避、もしくは無関心さがある、または支援者への態度に一貫性がない」

「正当な理由なく、養育者が支援者と児童との面会を拒否する。児童に虐待による外傷や養育上の問題があるにもかかわらず、支援機関等の利用や援助に否定的・消極的である。支援者に対する養育者の態度や、支援への意欲が頻繁に変わる、あるいは一貫しない。関係機関による援助に対して、拒否や否定はしないが利用には至らない。養育者が、関係機関による援助の申し出やサービス利用に関心を示さない。いずれの支援機関・関係機関も、養育者と連絡を取ることができない(養育者が連絡を取らない)こと」が該当する。

「A-16 精神科の通院歴、不安定さ、判断力の減退、または養育困難さがある」

「養育者に入院・加療が必要な精神状態(衝動性が高く極めて不安定な状態など)があり、育児・養育ができる状態ではないこと。養育者に判断力の著しい減退がある。養育者が、精神的な問題から適切な育児ができない状態が継続している。児童の事故に対する養育者の責任感が薄い。養育者の育児ストレスが高く、子育ての過度な負担がある。養育者に精神科の通院歴・既往歴がある。過去1年間の間に、養育者に精神的な問題による養育の困難が生じている。養育者が服薬の自己管理ができないなど、不安定な状態。養育者にエネルギーが無く、自律的な行動や判断が取れないこと」が該当する。本項目は、養育者について判断する項目である。調

査の際に養育者に精神科既往があったり、心理的に養育困難を訴える場合や、精神的に不安定であることが観測された場合は、「はい」にチェックされたい。

「A-17 養育者の家庭外ストレスがある」

「養育者が仕事での過度なストレスを抱えていること」が該当する。これは養育者または児童からの聴き取り等により判断される項目である。外的環境要因のため、養育者自身で制御が効きにくい問題であり、場合によっては児童へストレスの矛先が向く可能性を想定しておくことが必要となる。初動段階では判断しにくい項目の一つであるが、聴き取りなどで明らかになった場合、「はい」にチェックされたい。

◆過去に関する要因

「A-18 児童に被虐待歴がある」

「児童が、過去に虐待またはネグレクトを受けていたこと」が該当する。なお、虐待の種別は問わない。

「A-19 きょうだいに相談歴、一時保護歴、もしくは措置歴等がある」

「きょうだいに虐待以外による相談歴、一時保護歴、または措置歴等がある。きょうだいに虐待(疑い含む)による相談歴、一時保護、入院、または措置歴があること」が該当する。

B ランク (任意入力：援助方針会議までに入力)

◆外傷に関する要因

「B-1 噛み傷、わずかな傷、または説明されない傷がある」

「児童に、理由不明または説明のつかない外傷がある。児童に、単発のわずかな怪我または傷が残らない程度の暴力がある。児童に、成人による噛み傷(犬歯間が3cm以上)があること」が該当する。特に首から上、及び腹部などの傷や痣については、例えわずかな傷であっても、「はい」にチェックされたい。

◆家庭（環境）に関する要因

「B-2 家族構成、または同居人に変化がある」

「家族内に入出入りする人間に変化があった(内縁関係者等の出入り・同居開始等の変化など)。この数ヶ月で、家族構成(同居人)に変化があったこと」が該当する。初動の段階だけでなく、在宅支援中に家族構成や同居人に変化があった場合も、「はい」にチェックされたい。特に、在宅支援になっている場合に、本項目に該当する場合は、現在の支援で良いかどうか援助方針を見直す際に重要な情報となる。

◆児童に関する要因

「B-3 児童の身体に打撲痕や内出血などの外傷がある」

「児童の身体に打撲痕や内出血などの外傷があること」が該当する。日常生活や遊びの中でも身体にケガをすることはある。しかし、その打撲痕や内出血が本当に遊びの中で起きたかど

うかは、調査してみないと判断できない。特にその打撲近や内出血などが軽度であったとしても、近隣や関係機関から通告があったということは、何らかの子ども安全が疑わしい理由が含まれていることが多い。そのため、たとえ軽度であっても、児童の身体に打撲痕や内出血があれば「はい」にチェックされたい。

「B-4 学業上での課題を抱えている」

「児童が落ち着いて学習に向かうことが出来ない。児童に学校での顕著な学習の遅れがある。児童に多動または衝動性の高さが見られる。児童が学校にて休学、停学、留年などの問題を抱えていること」が該当する。

◆養育者に関する要因

「B-5 通告による傷つきやプレッシャーを感じている」

「虐待通告を受けて養育者が傷ついている・プレッシャーを感じる様子があること」が該当する。通告を受けて訪問した際に養育者が泣き崩れたり、近隣から疑いのまなざしが向けられるなどにより傷つく反応が見られた場合などが当てはまる。その場合は、養育者の心理状態が脆弱になっている可能性があり、支援が必要な段階と考えられる。地域で孤立している場合もある。これらの状況に当てはまる場合、「はい」にチェックをされたい。

「B-6 虐待の黙認、擁護、認識欠如がある」

「非虐待者に、虐待者をかばう行為が見られる。祖父母やきょうだい、同居人や自宅に出入りする第三者の虐待行為を黙認・放置する。虐待者以外の養育者に虐待の認識がない、または虐待者側の立場をとる。虐待者以外の大人がいるが、虐待者に同調または黙認していること」が該当する。養育者に関する要因の中でも、虐待者以外の養育者に関する項目である。

非虐待者がDV下におかれている場合もあり、児童を守ろうとすると暴力の対象となる恐れから、児童をかばいきれない状況も考えられる。しかしながら、児童への加害行為が容認され助長される環境にあり、児童の安全を守る役割を養育者が果たせていないことになる。このような状況に該当する場合、「はい」にチェックされたい。

「B-7 夫婦間葛藤、対立、もしくは話し合いの困難さがある、または夫婦間の立場が対等ではない」

「養育者間で、話し合いによる問題解決に困難がある。過去1年間の間に、養育者間(内縁関係の大人も含め)に顕著な対立や葛藤があった。非虐待者の立場が虐待者より低い、または、対等な意見が言えない。養育者が夫婦不和等の家庭内対人ストレスを抱えていること」が該当する。

「B-8 支援者への攻撃性がある」

「養育者が、関係機関の支援者に対して、攻撃的な言動や暴力を振るうこと」が該当する。児童相談業務において、特に一時保護になった場合や、自分の子育てが虐待と疑われたと養育者が怒りをあらわにするのは無理もない反応である。しかしながら、養育者が怒りを表したとしても、児童の安全について話ができるかどうかが判断基準となる。児童の安全について話し合うことができず、かつ支援者に攻撃的な言動や脅しを含む発言や電話・メールがあったり、また面接時や訪問時に暴力を振るう、または仄めかす場合、「はい」にチェックされたい。

「B-9 若年出産（10代での妊娠・出産）である」

「養育者が当該児童を妊娠したのが20歳未満(過去の若年妊娠・出産歴がある場合も含む)であること」が該当する。若年妊婦であればすぐに重篤であるわけではない。ただし、統計的に見ると、重篤な虐待に結びつきやすい項目である。養育者に、10代での妊娠・出産経験がある場合、「はい」にチェックされたい。

「B-10 人前での暴言や暴力がある、または泣いてもあやさない様子がある」

「児童が泣いても養育者があやさない。養育者が、人前で児童を罵ったり、手をあげたりする。目の前で児童に虐待行為を加えているのを、通告者や発見者が見ていたこと」が該当する。自宅だけでなく、ショッピングモールや公共の場面などにおいて、児童が泣いていてもあやさないことや、養育者が暴言暴力を表出する場合、「はい」にチェックされたい。

「B-11 物質や行為への依存がある、または発達障害の診断や疑いがある」

「養育者に発達障害(疑い含む)がある。養育者にアルコール依存の診断または疑いがある。養育者や家庭内同居者に、ギャンブル依存・買い物依存があること」が該当する。児童についてではなく、養育者に関する項目である。初動段階ではなく、調査を継続した中で、本項目について判明すると考えられる。使用障害(薬物やアルコールの乱用や依存)や依存症の診断(疑い含む)、または依存に関する養育者の発言を聴取した場合や、実際の依存行動を観測した場合、「はい」にチェックされたい。

◆その他に関する要因

「B-12 今までに経験したことのない事例である」

「今までに経験したことのない事例であること」が該当する。本項目は、支援者や組織のなかで、経験したことのない事例を担当した際に、どのような予後になるか予測がつかない、または予測しづらい事例である。そのような場合、正常性バイアス(“おそらく大丈夫だろう”)という人間が誰しも持ちえる考え方の偏りが生じやすく、対応の判断にとりわけ慎重さが必要となる。組織内で過去に経験したことがない事例である場合、「はい」にチェックされたい。

巻末付録 2: 本事業成果物・セーフティアセスメントツール

本文中で記入例を提示したフルカラー版に加えて、実際の使用イメージに合わせたグレースケール版も用意した。

作成日時	識別番号	児童名
年齢	性別 男・女・その他	虐待種別 身・性・心・ネグ
住所	受付経路	
主訴		

一時保護(依頼)要検討項目

Sランク・必須入力 一時保護(通告/送致)の要否判断まで	1. 重篤身体的虐待 ※1つでも該当したら、いずれか(複数可)に✓(該当する番号を記入・任意)	1	頭蓋内損傷・頭蓋内出血がある(不慮の事故によるとの確証がないもの)
		2	眼底出血・網膜剥離・水晶体脱臼などの眼科所見がある(不慮の事故によるとの確証がないもの)
		3	内臓損傷・腫脹・出血がある(不慮の事故によるとの確証がないもの)
		4	毒物・薬物等による中毒症状(飲まされるなどによる)がある
		5	頭部・顔面・胸部・腹部の打撲痕がある
		6	帯状痕や二重条痕などの特徴的な形状の創傷がある
		7	新旧の多数の創傷・骨折痕がある(不慮の事故によるとの確証がないもの)
		8	身体各部に拘束痕を疑う傷がある(不慮の事故によるとの確証がないもの)
		9	熱傷、熱傷痕、高熱の液体がかかったとみられる熱傷、熱傷痕がある(不慮の事故によるとの確証がないもの)
		10	頸部絞扼痕(首絞め)を疑わせる絞扼痕がある
	□ ①それを引き起こした不適切な行為が確認されている() □ ②行為が行われた疑いがある() □ ③状況について合理的な説明がない、または経過不明()	11	殴る、蹴る、叩く、踏みつけるなどの暴力によって生じる可能性がある重度の傷・あざ、骨折がある
		12	道具による暴力行為によって生じる可能性がある重度の傷・あざ・骨折がある
		13	児童の安全を守る監督者がいない状態で危険にさらされる戸外にいる(締め出しの疑い)
		14	頸部絞扼(首絞め)の目撃・報告がある
		15	児童を溺れさせる(風呂等に沈める行為を含む)
		16	児童の鼻と口をふさぐ(乳幼児の場合は布を顔にかけける行為を含む)
		17	児童を縛りつける、トランク・箱などの閉所に出られないようにして閉じ込める、児童を布団蒸しにする
		18	殴る、叩く、蹴る、踏みつける、あるいは道具による暴力行為など、児童がけがを負う危険性がある
		19	乳幼児を立て抱きにして前後に激しく揺さぶる・投げ飛ばす・床に落とす
		20	代理によるミュンヒハウゼン症候群(MSBP)
	21	その他重篤な身体的虐待	
2. 重篤ネグレクト ※同上 □ ①() □ ②() □ ③()	22	器質的な理由によらず児童の身長または体重が標準身長・標準体重の-2SDを下回っている	
	23	児童が遺棄、置き去り、放置(車内含む)されている。または、監護責任者不在での夜間徘徊がある	
	24	児童が疾病などにより衰弱している状態のまま放置されている	
	25	養育者の監護なしに、児童だけでは危険な環境におかれている	
	26	感染症、乳幼児の下痢、慢性疾患、または重度の外傷等があるが病院を受診させていない	
	27	養育放棄がある、または養育者が児童の養育(医療的対応含む)に関して無関心・拒否的・「世話をしたくない」等の訴えがある	
	28	異物や不適切な薬物を、児童が勝手に飲めしてしまう環境がある	
	29	その他重篤と判断するネグレクト	
3. 性的虐待の疑い ※同上 □ ①() □ ②() □ ③() ※性的虐待の対応ガイドラインに基づき、疑いがあった段階で調査保護(通告/送致)を検討する	30	児童に、説明のつかない性感染症や性器、肛門、もしくは下腹部に傷または異常がある	
	31	児童の具体的で詳細な性暴力被害の訴えがある	
	32	被害詳細は不明ながら、児童から、性被害を疑わせる発言がある	
	33	児童が、年齢不相応な性的興味、関心および知識を持っている(状況確認の上で保護の要否を判断する)	
	34	児童が性的な過剰な表現をする(被害経験の疑い)	
	35	性器、口腔、または肛門への侵入を伴う行為がある	
	36	直接、もしくは着衣の上から児童の身体に触る、または触らせる	
	37	性器や性交を見せる	
	38	児童をポルノグラフィーの被写体にする	
	39	児童に売春や援助交際を強要する	
4. 重篤なその他虐待及びその疑い ※同上 □ ①() □ ②() □ ③()	40	養育者が着替えを覗いたり、一緒に入浴することを強要するなどの行為がある	
	41	性的描写のある物品を児童に見える状態にしている(状況確認の上で保護の要否を判断する)	
	42	児童に対して卑猥な言葉を発する(状況確認の上で保護の要否を判断する)	
	43	性的虐待が懸念される環境や状況(加害者が児童に接触できる等)がある	
	44	その他、性的虐待(疑い含む)がある	
	45	児童が帰宅を嫌がる、または拒否する	
	46	児童自身が保護、または救済を求めている	
	47	養育者により、児童に不適切な薬物投与がなされている(意図的かどうかを問わない)	
	48	養育者が児童に心中や自殺を強要する行為、もしくは発言がある。または児童に自傷行為や自殺企図があるが、養育者が適切な医療受診をさせていない	
	49	養育者が児童の保護、もしくは救済を求めている、または現状解決されていない養育上の課題に対する解決方法を求めている	
50	養育者から、「このままでは何をするかわからない」「児童を殺してしまいそう」などの自己制御困難に関する訴えがある		
51	虐待行為の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、養育者が虐待を否定する		
52	養育者の自殺企図、親子心中の未遂、または「死にたい」「殺したい」などのほのめかしがある		
53	世帯がその日の生活に困るような生活困窮状態にある(ライフラインが止まる可能性があるなど)		
54	家庭内で、身体暴力によるDV、または暴言が発生している		
55	児童および養育者の居所が不明		
56	養育者や児童が、別の養育者に対して「殺されるかもしれない」「何をするかわからない」等の確信めいた不安や恐れを訴える		
57	当該児童の安全が疑われ、かつ、きょうだいに虐待死、死因不明死、または事故死情報のいずれかがある		

一時保護(依頼)検討項目				はい	いいえ	不明
A ランク・必須入力 一時保護(通告/送致)の要否判断まで	A-1	外傷	養育者の説明の回避、または説明内容に疑念がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-2	家庭環境	支援や介入の困難、または支援のための資源が不足している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-3		養育負担の偏りがある、または夜間監護がない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-4		養育環境が不適切である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-5		経済不安、または就労の不安定さがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-6		児童	情緒的な問題、対人距離、または愛着関係に課題がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-7	養育者を過剰に支持する		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-8	育てにくさがある児童である		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-9	養育者に対して挑発やエスカレートする行為がある		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-10	摂食や排泄の異常、または喘息やアレルギーがある		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-11	養育者	過剰なしつけ、体罰での暴力、正座等の強制、または暴力のほのめかしがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-12		養育者の都合が養育より優先している、生活が自己中心的である、態度から事態改善が見込まれない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-13		育児スキルの不足や育児の不履行がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-14		怒りや突発的事態への対処が困難	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-15		支援の拒絶、回避、もしくは無関心さがある、または支援者への態度に一貫性がない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-16		精神科の通院歴、不安定さ、判断力の減退、または養育困難さがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-17		養育者の家庭外ストレスがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-18		過去	児童に被虐待歴がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-19	きょうだいに相談歴、一時保護歴、または措置歴等がある		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B ランク・任意入力 援助方針会議まで	B-1	外傷	噛み傷、わずかな傷、または説明されない傷がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-2	家庭	家族構成、または同居人に変化がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-3	児童	児童の身体に打撲痕や内出血などの外傷がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-4		学業上での課題を抱えている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-5	養育者	通告による傷つきやプレッシャーを感じている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-6		虐待の黙認、擁護、認識欠如がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-7		夫婦間葛藤、対立、もしくは話し合いの困難さがある、または夫婦間の立場が対等ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-8		支援者への攻撃性がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-9		「若年出産(10代での妊娠・出産)である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-10		人前での暴言や暴力がある、または泣いてもあやさない様子がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-11		物質や行為への依存がある、または発達障害の診断や疑いがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-12		他	今までに経験したことのない事例である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

意思決定と判断理由

A	一時保護(依頼)に関する 入力時点の意思決定	児童相談所: 市区町村:	<input type="checkbox"/> 在宅支援 <input type="checkbox"/> 要支援	<input type="checkbox"/> 指導あり <input type="checkbox"/> 要保護	<input type="checkbox"/> 一時保護 <input type="checkbox"/> 児相へ通告/送致
B	緊急出動を行ったか		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
C	一時保護(児相への通告/送致)を行ったか		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
D	一時保護(通告/送致)を行わなかった場合の判断理由		<input type="checkbox"/> 泣き声通告 <input type="checkbox"/> 安全が確保 <input type="checkbox"/> 程度が軽度	<input type="checkbox"/> 児童が保護拒否 <input type="checkbox"/> 他機関が 近日訪問予定 <input type="checkbox"/> DV・面前暴力	<input type="checkbox"/> 関係機関の反対 <input type="checkbox"/> 保護(送致) 調整が困難 <input type="checkbox"/> 特定妊婦

自由記入欄

作成日時	識別番号	児童名
年齢	性別 男・女・その他	虐待種別 身・性・心・ネグ
住所	受付経路	
主訴		

一時保護(依頼)要検討項目

<p>1.重篤身体的虐待</p> <p>※1つでも該当したら、いずれか(複数可)に✓(該当する番号を記入・任意)</p> <p><input type="checkbox"/> ①それを引き起こした不適切な行為が確認されている()</p> <p><input type="checkbox"/> ②行為が行われた疑いがある()</p> <p><input type="checkbox"/> ③状況について合理的な説明がない、または経過不明()</p>	1	頭蓋内損傷・頭蓋内出血がある(不慮の事故によるとの確証がないもの)
	2	眼底出血・網膜剥離・水晶体脱臼などの眼科所見がある(不慮の事故によるとの確証がないもの)
	3	内臓損傷・腫脹・出血がある(不慮の事故によるとの確証がないもの)
	4	毒物・薬物等による中毒症状(飲まされるなどによる)がある
	5	頭部・顔面・胸部・腹部の打撲痕がある
	6	帯状痕や二重条痕などの特徴的な形状の創傷がある
	7	新旧の多数の創傷・骨折痕がある(不慮の事故によるとの確証がないもの)
	8	身体各部に拘束痕を疑う傷がある(不慮の事故によるとの確証がないもの)
	9	熱傷、熱傷痕、高熱の液体がかかったとみられる熱傷、熱傷痕がある(不慮の事故によるとの確証がないもの)
	10	頸部絞扼痕(首絞め)を疑わせる絞扼痕がある
	11	殴る、蹴る、叩く、踏みつけるなどの暴力によって生じる可能性がある重度の傷・あざ、骨折がある
	12	道具による暴力行為によって生じる可能性がある重度の傷・あざ・骨折がある
	13	児童の安全を守れる監督者がいない状態で危険にさらされる戸外にいる(締め出しの疑い)
	14	頸部絞扼(首絞め)の目撃・報告がある
	15	児童を溺れさせる(風呂等に沈める行為を含む)
	16	児童の鼻と口をふさぐ(乳幼児の場合は布を顔にかける行為を含む)
	17	児童を縛りつける、トランク・箱などの閉所に出られないようにして閉じ込める、児童を布団蒸しにする
	18	殴る、叩く、蹴る、踏みつける、あるいは道具による暴力行為など、児童がけがを負う危険性がある
	19	乳幼児を立て抱きにして前後に激しく揺さぶる・投げ飛ばす・床に落とす
	20	代理によるミュンヒハウゼン症候群(MSBP)
	21	その他重篤な身体的虐待
<p>2.重篤ネグレクト</p> <p>※同上</p> <p><input type="checkbox"/> ①()</p> <p><input type="checkbox"/> ②()</p> <p><input type="checkbox"/> ③()</p>	22	器質的な理由によらず児童の身長または体重が標準身長・標準体重の-2SDを下回っている
	23	児童が遺棄、置き去り、放置(車内含む)されている。または、監護責任者不在での夜間徘徊がある
	24	児童が疾病などにより衰弱している状態のまま放置されている
	25	養育者の監護なしに、児童だけでは危険な環境におかれている
	26	感染症、乳幼児の下痢、慢性疾患、または重度の外傷等があるが病院を受診させていない
	27	養育放棄がある、または養育者が児童の養育(医療的対応含む)に関して無関心・拒否的・「世話をしたくない」等の訴えがある
	28	異物や不適切な薬物を、児童が勝手に飲めしてしまう環境がある
	29	その他重篤と判断するネグレクト
<p>3.性的虐待の疑い</p> <p>※同上</p> <p><input type="checkbox"/> ①()</p> <p><input type="checkbox"/> ②()</p> <p><input type="checkbox"/> ③()</p> <p>※性的虐待の対応ガイドラインに基づき、疑いがあった段階で調査保護(通告/送致)を検討する</p>	30	児童に、説明のつかない性感染症や性器、肛門、もしくは下腹部に傷または異常がある
	31	児童の具体的で詳細な性暴力被害の訴えがある
	32	被害詳細は不明ながら、児童から、性被害を疑わせる発言がある
	33	児童が、年齢不相応な性的興味、関心および知識を持っている(状況確認の上で保護の要否を判断する)
	34	児童が性的な過剰な表現をする(被害経験の疑い)
	35	性器、口腔、または肛門への侵入を伴う行為がある
	36	直接、もしくは着衣の上から児童の身体に触る、または触らせる
	37	性器や性交を見せる
	38	児童をポルノグラフィーの被写体にする
	39	児童に売春や援助交際を強要する
<p>4.重篤なその他虐待及びその疑い</p> <p>※同上</p> <p><input type="checkbox"/> ①()</p> <p><input type="checkbox"/> ②()</p> <p><input type="checkbox"/> ③()</p>	40	養育者が着替えを覗いたり、一緒に入浴することを強要するなどの行為がある
	41	性的描写のある物品を児童に見える状態にしている(状況確認の上で保護の要否を判断する)
	42	児童に対して卑猥な言葉を発する(状況確認の上で保護の要否を判断する)
	43	性的虐待が懸念される環境や状況(加害者が児童に接触できる等)がある
	44	その他、性的虐待(疑い含む)がある
	45	児童が帰宅を嫌がる、または拒否する
	46	児童自身が保護、または救済を求めている
	47	養育者により、児童に不適切な薬物投与がなされている(意図的かどうかを問わない)
	48	養育者が児童に心中や自殺を強要する行為、もしくは発言がある。または児童に自傷行為や自殺企図があるが、養育者が適切な医療受診をさせていない
	49	養育者が児童の保護、もしくは救済を求めている、または現状解決されていない養育上の課題に対する解決方法を求めている
50	養育者から、「このままでは何をかわからない」「児童を殺してしまいたい」との自己制御困難に関する訴えがある	
51	虐待行為の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、養育者が虐待を否定する	
52	養育者の自殺企図、親子心中の未遂、または「死にたい」「殺したい」などのほめめかしがある	
53	世帯がその日の生活に困るような生活困窮状態にある(ライフラインが止まる可能性があるなど)	
54	家庭内で、身体暴力によるDV、または暴言が発生している	
55	児童および養育者の居所が不明	
56	養育者や児童が、別の養育者に対して「殺されるかもしれない」「何をかわからない」等の確信めいた不安や恐れを訴える	
57	当該児童の安全が疑われ、かつ、きょうだいに虐待死、死因不明死、または事故死情報のいずれかがある	

Sランク・必須入力 一時保護(通告/送致)の要否判断まで

一時保護(依頼)検討項目			はい	いいえ	不明	
A ランク・必須入力 一時保護(通告/送致)の 要否判断まで	A-1	外傷	養育者の説明の回避、または説明内容に疑念がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-2	家庭環境	支援や介入の困難、または支援のための資源が不足している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-3		養育負担の偏りがある、または夜間監護がない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-4		養育環境が不適切である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-5		経済不安、または就労の不安定さがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-6		情緒的な問題、対人距離、または愛着関係に課題がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-7	児童	養育者を過剰に支持する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-8		育てにくさがある児童である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-9		養育者に対して挑発やエスカレートする行為がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-10		摂食や排泄の異常、または喘息やアレルギーがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-11	養育者	過剰なしつけ、体罰での暴力、正座等の強制、または暴力のほのめかしがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-12		養育者の都合が養育より優先している、生活が自己中心的である、態度から事態改善が見込まれない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-13		育児スキルの不足や育児の不履行がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-14		怒りや突発的事態への対処が困難	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-15		支援の拒絶、回避、もしくは無関心さがある、または支援者への態度に一貫性がない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-16		精神科の通院歴、不安定さ、判断力の減退、または養育困難さがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-17		養育者の家庭外ストレスがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-18	過去	児童に被虐待歴がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-19		きょうだいに相談歴、一時保護歴、または措置歴等がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B ランク・任意入力 援助方針会議まで	B-1	外傷	噛み傷、わずかな傷、または説明されない傷がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-2	家庭	家族構成、または同居人に変化がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-3	児童	児童の身体に打撲痕や内出血などの外傷がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-4		学業上での課題を抱えている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-5	養育者	通告による傷つきやプレッシャーを感じている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-6		虐待の黙認、擁護、認識欠如がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-7		夫婦間葛藤、対立、もしくは話し合いの困難さがある、または夫婦間の立場が対等ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-8		支援者への攻撃性がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-9		「若年出産(10代での妊娠・出産)である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-10		人前での暴言や暴力がある、または泣いてもあやさない様子がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-11		物質や行為への依存がある、または発達障害の診断や疑いがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-12	他	今までに経験したことのない事例である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

意思決定と判断理由					
A	一時保護(依頼)に関する 入力時点の意思決定	児童相談所: 市区町村:	<input type="checkbox"/> 在宅支援 <input type="checkbox"/> 要支援	<input type="checkbox"/> 指導あり <input type="checkbox"/> 要保護	<input type="checkbox"/> 一時保護 <input type="checkbox"/> 児相へ通告/送致
B	緊急出動を行ったか		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
C	一時保護(児相への通告/送致)を行ったか		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
D	一時保護(通告/送致)を行わなかった場合の判断理由	<input type="checkbox"/> 泣き声通告	<input type="checkbox"/> 児童が保護拒否	<input type="checkbox"/> 関係機関の反対	
	自由記入欄	<input type="checkbox"/> 安全が確保	<input type="checkbox"/> 他機関が 近日訪問予定	<input type="checkbox"/> 保護(送致) 調整が困難	
		<input type="checkbox"/> 程度が軽度	<input type="checkbox"/> DV・面前暴力	<input type="checkbox"/> 特定妊婦	

研究代表者：高岡 昂太

所属：国立研究開発法人産業技術総合研究所 人工知能研究センター 確率モデリング研究チーム 主任研究員

事業担当者：北條大樹・山本直美・難波圭佑・椎名拳太・飛澤和則・柳百合子・遠藤有悟・

坂本次郎・貫万里子・古川結唯・坂上佐知子・松村茜音・北村光司・本村陽一

所属：国立研究開発法人産業技術総合研究所 人工知能研究センター 確率モデリング研究チーム

検討委員（五十音順）:

氏名	所属・役職等
青木直子	大阪府大阪市こども相談センター
大沼吹雪	秋田県横手市役所 市民福祉部 子育て支援課
奥村理加	東京都八王子児童相談所
奥山真紀子	子どもの虐待防止センター
加藤曜子	流通科学大学 人間社会学部
佐藤和宏	神奈川県中央児童相談所
清水正哉	三重県南勢志摩児童相談所
鈴木聡	三重県児童相談センター
多田基哉	山口県健康福祉部 こども・子育て応援局
田中淳一	東京都中野区子ども家庭支援センター
出路幸夫	神奈川県川崎市北部児童相談所
畠山由佳子	神戸女子短期大学 幼児教育学科
福田滋	大阪府吹田子ども家庭センター
薬師寺真	岡山県保健福祉部 子ども家庭課
山本恒雄	母子愛育会愛育研究所
渡邊直	千葉県柏児童相談所

オブザーバー（五十音順）:

氏名	所属・役職等
内山忍	三重県子ども虐待対策・里親制度推進監
宮崎太一	三重県南勢志摩児童相談所
村田宣彦	三重県児童相談センター
脇田委子	三重県児童相談センター

